

富里市利用者負担額(保育料)月額表

各月初日の小学校就学前子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額(月額)			
階層区分	定義	保育標準時間	保育短時間		
A	生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づく保護を受けている世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)に基づく支援給付を受けている者の属する世帯	0円	0円		
B	A階層を除き、当該年度分(4月から8月までは、前年度分。以下同じ。)の市町村民税非課税世帯	0円	0円		
C	A階層を除き、当該年度分の市町村民税均等割のみ課税世帯	ひとり親世帯等以外の世帯	14,000円	13,760円	
		ひとり親世帯等	5,000円	5,000円	
D1	A階層を除き、当該年度分の市町村民税の所得割額の区分が次の区分に該当する世帯	48,600円未満	ひとり親世帯等以外の世帯	17,500円	17,200円
			ひとり親世帯等	5,000円	5,000円
D2		48,600円以上	ひとり親世帯等以外の世帯	21,900円	21,520円
		72,800円未満	ひとり親世帯等	5,000円	5,000円
D3		72,800円以上		27,900円	27,420円
		97,000円未満	72,800円以上77,101円未満のひとり親世帯等	5,000円	5,000円
D4		97,000円以上133,000円未満		34,300円	33,710円
D5		133,000円以上169,000円未満		42,300円	41,580円
D6		169,000円以上235,000円未満		50,800円	49,930円
D7		235,000円以上301,000円未満		56,800円	55,830円
D8		301,000円以上397,000円未満		62,400円	61,330円
D9		397,000円以上		63,100円	62,020円

備考

- 1 この表において「ひとり親世帯等」とは、次の各号のいずれかに該当する世帯をいう。
 - (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第6項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯
 - (2) 次のいずれかに該当する者を有する世帯
 - ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
 - イ 療育手帳制度要綱(昭和48年厚生省発児第156号)に定める療育手帳の交付を受けた者
 - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
 - エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児
 - オ 国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者

- (3) 生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯
- 2 この表における所得割(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第2号に規定する所得割をいう。)の額の計算については、同法第314条の7から第314条の9まで並びに附則第5条第3項、第5条の4第6項、第5条の4の2第5項、第5条の5第2項、第7条の2第4項及び第5項、第7条の3第2項並びに第45条の規定は適用しないものとする。
- 3 この表において「保育標準時間」とは、府令第4条第1項の規定により1日当たりの保育の利用が11時間までのものをいい、「保育短時間」とは、同項の規定により1日当たりの保育の利用が8時間までのものをいう。
- 4 同一世帯に次の各号のいずれかに該当する子どもが複数いる場合における利用者負担額は、これらの者のうち最年長の者(以下「第1子」という。)が満3歳未満保育認定子どもであるときは、この表に掲げる額の全額とし、第2子以降の子ども(第1子以外の者をいう。以下同じ。)が満3歳未満保育認定子どもであるときは0円とする。
- (1) 特定教育・保育施設等を利用している子ども
- (2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する幼稚園のうち、特定教育・保育施設でないものに在籍する子ども
- (3) 学校教育法第76条第2項に規定する特別支援学校の幼稚部に在籍する子ども
- (4) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援又は同条第3項に規定する医療型児童発達支援を利用している小学校就学前子ども
- (5) 児童福祉法第43条の2に規定する児童心理治療施設の通所部に在籍する小学校就学前子ども
- 5 前項の規定にかかわらず、世帯の市町村民税所得割額が57,700円未満であり、教育・保育給付認定保護者と生計を一にする、次の各号のいずれかに該当する子どもが複数いる場合における利用者負担額は、これらの者のうち第1子が満3歳未満保育認定子どもであるときは、この表に掲げる額の全額とし、第2子以降の子どもが満3歳未満保育認定子どもであるときは0円とする。
- (1) 教育・保育給付認定保護者に監護される者
- (2) 教育・保育給付認定保護者に監護されていた者
- (3) 教育・保育給付認定保護者又はその配偶者の直系卑属(前2号を除く。)
- 6 ひとり親世帯等に該当する場合における前項の規定の適用については、同項中「57,700円未満」とあるのは「77,101円未満」とする。
- 7 世帯の階層区分を証明することができない世帯は、最高位の階層にあるものとみなしてこの表を適用する。